

## 第 28 号議案

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

足立区プールの衛生管理に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「水泳」を「水泳又は水浴」に、「施設」を「施設（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）を除く。）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 この条例において「小規模プール」とは、容量 50 立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設（プール及び公衆浴場を除く。）をいう。

3 この条例において「プール水」とは、公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいう。

第 4 条第 4 号中「伝染性疾患にかかっている」を「感染症に罹患<sup>り</sup>している」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（小規模プールの管理）

第 5 条の 2 小規模プールを経営する者は、当該施設を第 3 条第 3 項各号に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、第 4 条各号及び前条に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

第 8 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改

める。

第10条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

規制対象施設の範囲を明確にし、小規模プールの管理の基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。